
1930年代後半の方面委員活動の実態

— 大阪府池田市の事例検討 —

向 井 啓 二

Keiji MUKAI

The actual condition of direction committee activity of the second half of the 1930's
- Examination of the example of Ikeda-City, Osaka Prefecture -

現在の民生児童委員の前身をなす方面委員制度は、大阪府がそのはじまりとされることはよく知られていることである。大阪府池田町（現・池田市）に方面委員制度が設置されたのは、1931年10月1日のことであった¹⁾。方面委員の活動については、近年、社会福祉史（社会事業史）のみならず、日本史学の側からのアプローチも進み、研究が深められているが、史料の制約もあり、方面委員に選ばれた人が日々具体的にどのような活動をしていたのかがわかっていない状況である。そこで今回、筆者に提供された史料を利用し、その実態を考察することにしたい。

キーワード：方面委員、大阪府池田市、石田家文書、1930年代後半

（種智院大学・教授）

はじめに

(1) 池田市における方面の設置

大阪府池田市（旧池田町）に1931年10月1日、『池田町方面』として一方が設置され²⁾た。翌32年1月、救護法が施行されることとなり、これへの対応として、31年12月28日、「大阪府告示第一〇七九号によって、救護法第四条による委員を設置する市町村および委員の定数を定めた」。これにより「豊能郡池田町（は一引者補充）七名」³⁾の方面委員が置かれることとなった。

府下全市町村に方面が設置されたわけではなく、比較的早い時期に設置された理由の詳細は不明であるが、1930年の段階で、「北摂衛星都市のなかでも、池田

は吹田について（失業者が一引者注）多数を示している」⁴⁾ことも一因であったと考えられる。

(2) 方面委員に関する史料について

池田町で方面委員に就任し、活動した石田元次郎という人物に関する史料が、本稿で使用する史料である。本史料は、子孫である池田市在住の石田明正氏が所蔵し、同市教育委員会が整理をした『石田家文書』の一部である。池田市教育委員会が文書全部を整理し、『旧撰津国豊島郡才田村 石田家文書目録（分類項目編）』（1997年）として発行した簡易な冊子によれば、『石田家文書』の「総件数は344件、作成年代は享保16年（1731）から昭和22年（1947）までにわたる」⁵⁾もので、目録で「救恤／衛生／警察／軍事」とする項目中に整理されたもののうち、整理番号273、『受発件名簿』⁶⁾とされる史料を使用する。この史料は、1936年2月3日から1938年5月11日までの記録で、作成者は石田元次郎（小兵衛）である。なお、石田元次郎が石田小兵衛とも了解されていたことは、以下に引用する史料中の文書からも理解できる。

あわせて石田家及び石田元次郎について簡単に紹介しておく。「石田家は、才田村の旧家で、当主は代々小兵衛を名乗る。江戸時代は才田村の村役人を、明治に入ってから同13～16年（1880～83）頃に才田村戸長を、同25年（1892）からは秦野村助役、大正7年（1918）からは同村第二代村長を務め、また昭和13年（1938）頃には五社神社氏子総代、同16年（1941）頃には池田市議員に就任している」⁷⁾という地域の名望家であった。元次郎はその当主であり、こうした家柄ゆえに、池田市の方面委員に選ばれ、地域のために尽力した人物であった。

本史料が注目される理由は、第1に、方面委員個人の記述した史料だという点である。管見の限りでは、方面委員となった個人の史料を利用した研究は、飯田直樹が大阪市南区（当時）に在住し、米騒動後活動した田中半治郎の史料を利用したもの⁸⁾くらいしか知らない。その点で本史料の存在はある種「例外的」なものといえよう。しかも飯田が扱った時期は、米騒動後の日本における社会事業形成期に相当するが、本史料は先述したように、1936～38年までの日中戦争開始期、大阪近郊都市の貧困問題を中心とする各種社会問題の実情が理解できるものである。

第2に、内容の豊富さである。本稿では紙幅の関係で到底そのすべてを引用・紹介することはできないが、石田元次郎の真面目さ、几帳面さゆえに方面委員会に関する記載だけでなく、池田市における委員の異動、年度別方面カード登録

数（表）、年度別方面取扱処理件数（表）をはじめとするものが記されている。わずか2年とはいえ、この期間の活動の概要が理解できるものとなっている。

第3に、本史料にはおそらく方面委員手帳の記載と思われる記述がある。方面委員となった石田本人が職務上必要とした具体的な調査（聞き取り）の内容をかなり詳細に記したものがいくつもあり、聞き取り後にどのような対応をし、問題解決に尽力したのかが理解できる。

1. 1935～36年の活動

それでは、史料の記載年次順に、主に石田元次郎の活動を整理しつつ紹介していくことにする。

第1に、当時の方面委員の人数及び役職などについてである。前年の1935年1月から12月までの「方面委員異動」に関する表が作成されており⁹⁾、これを引用すると以下のとおりとなる。

表1

嘱託期間	解嘱託月日	公職	職名	氏名
	五月一日	池田警察署司法主任	賛助委員	有光満敏
五月一日		同	同	佐藤基
	八月一日	池田警察署署長	幹事	古川亀雄
八月一日		同	同	藤縄純三
	十一月六日	旧池田町長	同	古田栄三郎
十一月六日		池田町長	同	前田金吾
	十二月十日	旧池田町助役	賛助委員	橋本宗太郎
十二月十日		池田町助役	同	田中新太郎
十二月二十日			委員	村岡清三郎
同日		町会議員	同	中田正道
十二月二十日		町会議員	委員	中村房造
同日		区長	同	石田元次郎
同日			同	清基英哲

この表からもわかるように、1935年の方面委員は、途中解嘱している3人を除き9人。31年年末7人ではじまった方面委員活動は、その必要性が高まり増員されていることがわかる。委員の公職からも理解できるが、警察関係者が方面委員になっていることがわかる。飯田直樹は、「創設直後の方面委員に生活調査のノウハウを指導したのが他ならぬ警察だった」¹⁰⁾と述べて、方面委員に早く

から警察官が就いていたことを指摘しているが、その傾向は、1930年代に至っても何ら変化がなかったことを物語っている。後一つ上記の表で理解できることは、委員として選任される人物が、前任者と同等の公職から選ばれているということである。つまり、有光満敏（池田警察署司法主任）に代えて佐藤基（同職）や、古川亀雄（池田警察署長）に代えて藤縄純三（同職）、古田栄三郎（池田町長）に代えて前田金吾（同職）がそれである。

第2に、方面事業に関する歳入・歳出予算と決算額が確認できる。1936年度の歳入・歳出予算は(0107)¹¹⁾、「歳入 一金老千六百貳拾七圓也 歳入予算高／歳出 一金老千六百貳拾七圓也 歳出予算高」となっており、より詳細な歳入・歳出が表で記されている。これに対する決算についても確認でき(0216)、「昭和十一年度大阪府池田町方面事業費歳入歳出決算／歳入之部 一金参千四百貳拾貳圓也 決算額／歳出之部 一金貳千参拾九圓拾九銭也 決算額／歳入歳出差引残金老千参百八拾貳圓六拾四銭也／別途借入金 九圓参拾五銭也／合計金老千老百九拾円九拾九銭也 昭和十二年度へ繰越」となっている。

また、通常の収入とは別に篤志家からの大口の寄付も利用していたようで(0218)、「一金七百四拾老円五拾銭也 北村元一郎氏指定寄附金残額／備考 北村家指定寄附金老千円中／支出内訳 一金貳百参拾八円也 配給用供用米七石代／一金七円五拾銭也 北村慈療券七五〇枚印刷代／一金拾参円也 カード者救療費（十三枚分）／計金貳百五拾八円五拾銭也（救護支出中ニ含マル）」とあるように、寄付金を運用していることがわかる。

第3に、1935年の方面カード登録数、35年・36年の方面取扱処理件数が確認できる。まず、1935年の方面カード登録数は(0112)、下記の表2のとおりとなっており、第一種より、第二種の等級が多く、男性より女性が多いことがわかる。この第一種・二種の区別は、第一種が「(丁) 公私ノ救助ヲ受クルニアサレハ生活シ能ハザルモノ」をさし、第二種は「(丙) 辛ジテ生活シツツアルモノ」¹²⁾となっていた。

表2

種別	世帯		性別	
	戸数	人員	男	女
第一種	17	37	16	21
第二種	65	225	94	131
計	82	262	110	152

また、1935年の方面取扱件数については、以下の表がある（0113）。

表3 昭和十年方面取扱処理件数

要項月日	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
相談指導	13	11	6	8	7	6	8	10	4	9	5	1	88
保健救療	13	15	12	16	21	9	14	19	16	21	15	13	184
育児奨学													0
周旋紹介				2	1		1	1		2		1	8
戸籍整理	3	2	12	1	2		1			1			22
金品給貸与	24	17	26	117	20	8	44	22	23	15	12	412	740
其他	6	6	6	6	7	2	8	10	10	6	4	5	76
合計	59	51	62	150	58	25	76	62	53	54	36	433	1118

この表からは、金品給貸与の件数が圧倒的に多く、次いで保健救療に関する件数が多いことがわかる¹³⁾。次に表4で理解できるように翌36年の取扱件数の記載は、同年4月から翌年3月末までの記載に変わっている（0203）。

表4 昭和十一年度方面取扱処理件数

要項	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
相談指導	1	8	11	12	9	7	9	8	5	9	3	11	93
保健救療	9	16	13	15	5	20	9	7	13	5	10	13	134
育児奨学					1								1
周旋紹介	4			3	2	1	2	1	2	1			16
戸籍整理	4			2	1		1		2	1	1		12
金品給貸与	31	29	24	24	20	7	84	19	371	17	71	22	719
其他	20	8	6	10	6	1	6	6	8	5	6	17	99
計	69	61	53	66	44	36	111	41	401	38	91	63	1074

記載の仕方が学校暦と同じく、4月から翌年の3月末までになっており、微妙な違いがあるものの、前年と同様、保健救療、金品給貸与の件数が多いことに変わりはない。

第4に、方面委員会が頻繁に開催され、出席の要請がなされている。それは、方面常務委員からの「来ル二月十四日午後一時ヨリ池田公会堂ニ於テ定例委員会ヲ開催可仕候条御多忙中乍御出席相煩度此段御通知申上候也」（0103）といった

定例委員会召集だけでなく、大阪府難波第一方面常務委員からの月番委員会開催に伴う出席案内（0122）などもなされていることがわかる。

第5に、方面委員会での協議内容が確認できる。1936年の内、委員会の内容が詳細に記述されたものは全部で8ヵ月分——36年4月11日、5月10日、6月11日、7月11日、9月11日、10月12日、11月11日、12月11日——ある。日付からもわかるように、池田の委員会は毎月11日（もしくは前日か翌日）に開催されていたようである。委員会では、委員それぞれが受け持っている生活困難者（家族）について報告し、委員相互が了解しあうよう努めた後、全体に関係する事柄についての協議を行ったようである¹⁴⁾。

第6に、各方面委員が担当し、方面委員カードに記載した救済対象者の異動、削除などが行われていることが確認できる。簡単に紹介すれば（0160～0161）、

（一）カード者異動

1. 第二種〇〇よね（三七）（清基委員受持）寺内町ヨリ木部へ
（村岡委員受持）
2. 第二種（元）〇〇コマツ（四〇）川西町ヨリ木部へ転入（//）
（中略）

（二）カード削除

1. 〇〇コスエ（第一種）七月十六日死亡…削除（中田委員）
2. 〇〇亀太郎（第二種）七月十九日死亡…削除（中村委員）
（中略）

（三）救護廃止

1. 〇〇コスエ（七月十七日）同初男（八月一日）同享子（八月一日）
廃止（中田委員）
（中略）

3. 〇吉弥（堺市実父〇〇〇ノ許ニ引取ラル）九月四日廃止（木下委員）

当然のことであるが、生活困難に陥った人たちも様々な事情により転入・転出をするし、死亡する場合もある。それ故、カードの内容は常に書き換えられ、新しくなければならぬ。それをきちんと行っていることがわかる。また、これまで救護の対象となっていた人も（三）にあるように、救護が廃止されることがある。（二）の1に記されている「〇〇コスエ」は、1936年7月17日死亡したので、（三）の1にあるように、彼女の縁者である「初男」「享子」は翌月一日付けで救護廃止となっている。さらに、（三）の3のように、実父の許に帰った「〇吉弥」もそれを理由として救護廃止になっていることが理解できる。

これら以外にも方面委員の活動がわかるので紹介しておく（0161～0163）。救護対象者が死亡した場合、彼らが貧しくて葬儀をすることができないこともままあったようで、「葬式世話」という名目で葬儀を行っている。先引した（二）の1「〇〇コスエ」の場合を例にすると「（六）葬式世話 1. 第一種〇〇コスエ（三一）七月十六日午前九時死亡（中田委員受持）／葬儀費（埋葬費）給与 寺方 西光寺住職／火葬料免除申請、死亡手続其他手続取扱」とある。

また、病院への入院の世話もしていることがわかる。「済世会大阪病院入院世話」という項目では、「第一種〇相大（二歳）七月十六日入院 八月十二日退院（清元委員）」などの記述がある。さらに、子どもの施設入所の斡旋もしている。これは「（八）幼児（不良児？）委託世話」という項目で、鳥取県に本籍があり、「池田町石橋」に住む父親の長男「〇〇豊（九歳）」を「北河内郡九箇荘村大字 仁和寺 常楽寺月ノ輪寮」に入れたというもので、「府社会課横井氏紹介」によると記されている。今でいえば、何らかの理由で児童養護施設への入所斡旋ということであるが、その理由はわかっていない。

第7に、方面委員たちは、調査を行っている。すでに、方面委員の実務について詳しく記した財部叶は、その著で「社会調査」について記しており、飯田も前掲論文で田中半治郎が行った貧困調査について紹介しているが¹⁹⁾、池田町の委員たちも調査を行っている。例えば、1936年3月16日には方面常務委員の和田芳蔵から石田に「要救護児童調べノ件」として「今回学校長ヨリ標記ノ件ニ関シ別紙ノ通報告有之候ニ就テハ『学用品其他』救護上参考ニ資シ度候条御多用中乍御面倒各保護者（其ノ家族）ノ生活概要御調査ノ上折返シ御回報相煩度此段及御依頼候也」（0105）との調査依頼がなされている。おそらくこれに基づき調査が実施された結果、「貧困要救護児童調（昭和十一年三月一日分）」が作成されたと思われる（0116～0118、表5参照のこと）。これは、秦野小学校分でしかないが、それでも16人の児童の調査がされ、学用品の給与が必要なことが確認されている。

表5からもわかるように、子どもの数はもちろん対象児が一人だけという場合もあるだろうし、すでに卒業した者あるいは入学前の子どもがいることも予想されるが、二人ないし三人の兄弟・姉妹が多く、学用品購入が難しかったことが理解できる。

また、本史料中には、「被救護世帯生活実態調書」が挿入されているが（0182～0183）、どうやら、これは救護台帳の一部を雛形とし、一部を改めて作成したもののものであり¹⁹⁾、「家族ノ個別生活状態並異動状態及救護ノ程度方法ニ関ス

ル意見」を書く欄があり、単に数字で生活実態を追うだけでなく、委員の私見も重視するものとなっている。

表5 甲八給食児童 乙八被服給与 丙八学用品給与

学年別	児童名	保護者名	住所	要救護種別	備考
尋一	〇〇重信	〇〇寅蔵	尊鉢	丙	
尋二	〇〇好	同	同	丙	
尋五	〇〇ヒサノ	同	同	丙	
尋一	△△淳一	△△義勝	才田	丙	
尋三	△△正己	同	同	丙	
尋一	□□ヨシノ	□□乙杵	同	丙	
尋五	□□芳夫	同	同	丙	
尋五	◎◎末広	◎◎清太郎	尊鉢	丙	
尋五	▽義一	▽マサ	尊鉢	丙	
尋二	◇◇辰夫	◇◇庄太郎	同	丙	
尋六	◇◇敏雄	同	同	丙	
尋二	●●光子	●●きぬ	上渋谷	丙	
尋四	●●千代子	同	同	丙	
尋二	▲▲普美子	▲▲彙次郎	畑	丙	
尋四	▲▲一雄	同	同	丙	
尋二	◆◆豊	◆◆重次	尊鉢	丙	

16名

2. 1937～38年の活動

この期間も前章で記した活動と同じ活動が引き続き続けられている。但し、1937年7月7日、日中戦争が開始したことが、方面委員の活動に影響を及ぼしはじめている。例えば、1937年8月21日、池田町方面常務委員和田芳蔵から石田に送られた文書「池方第一五九号 臨時委員会開催ノ件」(0238)には、「当町出征軍人ノ擁護ニ関シ御相談申上度候ニ付来ル八月三十日午前九時池田公会堂ニ於テ臨時委員会開催致候条御多忙乍恐縮御出席相煩度此段及御通知候也」とある。また、「お暑い時誠に恐縮で御座いますが、先日御調査方お願い申し上げました出征軍人の家族調べ手続上の都合もありますので特に急に扶助を要する方のカード丈先に御届けの程お願い申し上げます。八月二十一日 方面事務所 山城印」(0239)とあるように各委員に出征軍人の家族調査を依頼したことが確認できる。これ以

外にも資料として「阪神急行電鉄株式会社応召社員家族慰問規定其ノ他抜粋」、「北清事変応應者臨時休職規定」があり(0245～0246)、1937年10月10日現在、31名分の「出征軍人要扶助家族調」が記載されている¹⁷⁾(0247～0248)。以上のように、日中戦争がはじまり、方面委員の活動にその影響が及ぶようになってきた。こうした状況の下で、1937年8月、池田町にも出征軍人遺家族後援会の設立が計画されたようで、文書の中に「池田町出征軍人遺家族後援会設立趣意書並ニ会則」などの資料が挟み込まれている(0225～0261)。

また、前年に続き生活調査を計画・実施したようである(0264～0265)。それは1937年「八月十日現在依リ調査ノコト」とし、調査対象は「十三歳以下ノ子又ハ孫ヲ擁スル母又ハ祖母ニシテ左記各号ノ一ニ該当シ貧困ノ為生活スルコト能ハズ又ハ其ノ子若ハ孫ヲ養育スルコト能ハズ且法第三条乃至第四条ニ依リ欠格条件ニ該当セサル者／イ母ノ場合(7カ条の条件が列挙されているが省略—引者注)／ロ祖母ノ場合(3カ条にわたり条件が列挙されているが省略—引者注)」となっていて、「調査方法」として、「(1) 現ニ救護法以外ノ法律(軍事扶助法、行路病人及同死亡人取扱法、精神病院法、精神病患者看護法、結核予防法、癩予防法等)ニ依リ救護ヲ受クル者ハ調査ニ加ヘザルコト／(2) 本調査該当者ニシテニ以上ノ事由ニ該当スル者即チ配偶者死亡シタル後内縁関係ノ配偶者ガ更ニ行方不明トナリタル如キ場合ニ於テ最近ノ事実即チ行方不明トシテ調査表当該欄ニ掲記ノコト／(3) 本調査ニ於テ貧困ノ為メ生活スルコト能ハザル者ノ認定ハ大体救護法ノ例ニ依ルコト」というやり方で調査が行われたようである。残念ながらこの調査結果は史料には残存していないが、かなり綿密な調査が実施されていたことだけは確認できよう。

残念ながら、これ以後の活動については理解できない。日中戦争開始から、アジア太平洋戦争開始までは「わずかな平和」とも呼べる期間が存在するが、アジア太平洋戦争開始後、特に1942年後半以降の状況下でどのような方面委員活動がなされていたのか、については了解できていない。

おわりに

本稿では、膨大な史料の中から筆者が特徴的だと思われるものを取り上げ紹介した。石田ら委員が当面取り組まねばならなかった作業については、おおよそ理解できたと考える。しかし、都市社会事業の実態を踏み込んで捉えることや、方面委員の活動を単なる「地域の担い手」あるいは中間層として位置づけるだけで

なく、より大きな視点から捉え直すべきだという飯田が提唱した事柄¹⁾については、その提唱を受け継ぎながら考察することができず、全く踏み込んだものとはなっていない。飯田の議論を筆者なりに要約し、権力論・社会構造論の中で捉えることが必要だという提唱だと理解すれば、なおさらそうした議論にまで踏み込めていないことを痛感している。

筆者とすれば、今後は他の自治体で、どのような方面委員活動がなされていたのか、さらにその地域でどのような独自性ある取組みがなされたのか、飯田の扱った時期、あるいは異なる時期で活動がどのように変化するのか、都市部ではなく農村部ではどのような相違があるのかといった視点から考察ができれば、と考えている。無論都市部を切り捨てるのではなく、農村社会事業を組み込んだ視点から当時の社会保障・社会事業を捉えたいと考えている。

(追記)

本稿は本来、大阪府池田市史の近代編の一部に利用される予定であった。しかし、同市の近代編の出版が事情によって頓挫し、筆者には、今回利用した膨大な『石田家文書』の1つが手元に残されたままであった。その後、本稿で何度も引用している飯田直樹氏から同氏の論文抜き刷りが提供され、時期も場所も異なるが方面委員個人の史料の扱い方を学ばせてもらい、本稿を執筆するに至った。おそらく、飯田氏からの論文抜き刷りの提供という刺激と池田市教育委員会の史料提供がなければ、このような拙い論文とはいえ、執筆には至らなかったと考える。飯田氏と池田市教育委員会の皆さんに感謝の気持ちをあらわしておきたい。

注

- 1) 池田市史編纂委員会編『新版池田市史概説篇』(大阪府池田市役所発行、1971年)667頁。
- 2) 注1)に同じ。なお、富田好久「大阪府方面委員と福祉活動(上)」(『大阪市立大学社会福祉研究会研究紀要』第3号所収、16頁)には、「同6年(1931)方面委員規程の全面改正がなされ、同年11月に豊中町外17方面が増設されて、同7年(1932)10月池田町を増設し、合計78方面となり、同年12月、浜寺町が増設され、合計79方面となる」と記されている。

- 3) 注1)に同じ、672～673頁。
- 4) 注1)に同じ、668頁。
- 5) 「文書の概要」(池田市教育委員会生涯学習部社会教育課編『旧撰津国豊島郡才田村 石田家文書目録(分類項目編)』所収。
- 6) 同史料の表紙には「昭和拾老年 受発件名簿 方面委員」と記されている。
- 7) 注5)に同じ。
- 8) 飯田直樹「米騒動後の都市地域支配と方面委員の活動」(広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』、部落問題研究所、2009年所収)。なお、本文に記述したとおり、方面委員手帳に記された内容が記述されている点でも注目される。飯田も上記論文で記しているように「(方面委員—引者注)手帳はあくまでも活動に必要な事項を記載するものであり、記載内容は公表すべきではないとされていた」(飯田論文、223頁)のものであり、史料としての価値が高いと考えられる。
- 9) 前掲『受発件名簿』0112。この史料を池田市教育委員会では、『石田明正文書』と称し、一つひとつの史料ごとに番号をふっている。以下、煩雑さを避けるために、本文中及び脚注に丸括弧内に史料番号を記述することにする。
- 10) 注8)に同じ、215頁。
- 11) 1936年度歳入予算及び歳出予算の主な項目別金額は、以下のとおりである。

(予算) (0108 - 0109)

府補助金(方面事務所費補助) 120円/町補助金(方面事業補助) 400円/寄付金(一般篤志寄付) 600円/繰越金(繰越金) 500円/雑収入(雑入) 7円

(歳出) (0109 - 0110)

会議費(委員会費) 20円/事務費 602円—内訳(雑給 236円、需要具 95円、事務研究費 200円、召還金^(マツ) 71円)/事業費 965円—内訳(救護費 845円、教化費 70円、貸付金 50円)/予備費(予備費) 40円

- 12) 財団法人『近代社会事業と方面・救護の実際』(1933年、戦前期社会事業基本文献集 35、日本図書センター復刻版) 74頁。具体的な生活標準額は一応、以下のように決定されていたようである(同前、75頁掲載の表)。

第二種	世帯人員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人
生活標準額	所要額	二五圓	三五圓	四五圓	五五圓	六〇圓	六五圓	七〇圓	七五圓

- 13) なお、1935年度の取扱事項についてはより詳細な表が作成されているので引用し、紹介しておく。

取扱事項細目別表 (0113～0114)

相談指導		保健救療		周旋紹介	
細目	件数	細目	件数	細目	件数
生活上	44	病床慰問	6	貸家宿泊周旋	2
人事上	27	済生会治療券交付	164	職業紹介	2
家事上	1	開業医無料取扱	0	葬式世話	3
育児上	0	病院施療取扱	1	其他世話	1
衛生上	8	入院及退院取扱	9		
戸籍上	8	妊産婦取扱	0		
教育上	0	其他救療上取扱	4		
計	88	計	184	計	8
戸籍整理		金品給貸与		其他	
細目	件数	細目	件数	細目	件数
寄留手続取扱	1	生活費一時給貸与	5	火葬料及葬祭場使用料免除	118
出生及死亡手続取扱	10	葬儀費給貸与	1	火葬認許証下付申請取扱	
婚姻手続取扱	2	施米取扱	249	公費救助手続取扱	3
家督相続手続取扱	2	商業資金貸与	4	戸籍謄本下付申請取扱	26
転籍手続取扱	6	金品給与取扱	372	貧困証明書下付	1
其他戸籍手続取扱	2	諸券交付	101	会葬	3
		帰国旅費給与	3	人事紛争調停	1
		治療及療養費給与	5	親族扶助交渉	8
				応急救護資金下付申請	1
				願届書其他代書	9
				雑件	5
計	22	計	740	計	175

14) ここでは、1936年10月12日の定例方面委員会の記載を紹介しておく(0163～0165)。

この史料を選んだ理由は、石田が報告しているからである。史料にあるような報告を他の委員も行っている様子が他の月の委員会史料でも確認できる。

出席者(氏名略一引者注)

一. 報告事項

(一) 方面委員異動

(二) カード異動

別表ノ通ニ付省略

(三) カード者発見

石田委員 (九月二十七日)

◎世帯主 △△タマ (三十二歳) 職 ナシ

家族三男二女 (十三歳ヲ頭ニ一歳マデ) ノ五人ノ幼児 外ニ病身ノ実母

本籍 (略一引者注)

住所 (略一引者注)

右世帯主△△タマは本年九月十八日夫○○○に死なれ五人の幼児と病身の実母の世話をせねばならず、収入はなく生計は極度の困窮状態である。(身害のものもあるも何れも扶養の能力なし)

(四) 寄付金申込受付

委員受持カード登録者数異動及現在簿 (昭和十一年九月分)

(五) 救護費ニ関スル件

1. 本年度救護費国庫概算補助率 四五%

前年度程度ノ精算額 (当町分一、三一五円一三) 位ナラズバ二分一 (五〇%) 復活ハ困難トノコトナリ

2. 本年度上半期 (自四月至九月) 配当予算補助率

一 金貳百八拾参円也 国庫補助

一 金壹百九拾円也 府費補助

右ニ対スル支出済額

一 金参百六拾円貳拾参銭也 (自四月至六月分) 請求額 国庫壹六貳円壹〇

府費 九〇、〇五

一 金参百六拾貳円七拾七銭也 (自七月至九月) 要請求額 府費九〇、六九

国庫壹六参貳四

二. 協議事項

(一) 救療ニ関スル事項 囑託医師設置すること

(二) 被救護者生活状態調査事項

別表ニ依リ再調査スルコト

(三) 北村元一郎氏寄付金処分ニ関スル事項

各カードに白米壹年宛配給し残金は医療費として処理すること

(北村治療券を作成のこと)

以上のように、非常に詳細な内容が協議されていることがわかる。なお、本稿では、救済対象となる個人に関してはその本籍・住所・氏名は略し仮名としたが、先引した飯田論文では、貧困世帯の生活記録の具体例の引用(224頁)や、田中半治郎が生活調査した貧困世帯一覧(227～228頁)、関東大震災避難者(235頁)、田中半治郎が生活調査した貧困世帯(238～239頁)、方面委員による入営家族救護事例(240～241頁)、第一回国勢調査員記念写真中の人物(243頁)で、いずれも実名をあげて紹介している。国勢調査員の記念写真の場合はいざ知らず(何故なら彼らは地域の支配層に属する人々であり、特別に保護されるべき対象ではない)、大正期のいわば過去の人々であるとはいえ、実名による紹介、引用に強い違和感を覚える。それとも、実名での紹介が問題視されない判断基準があるのだろうか。

- 15) 財部叶『近代社会事業と方面・救護の実際』(1933年、戦前期社会事業基本文献集 35、日本図書センター復刻版) 57～65頁及び、前掲飯田論文 238～241頁。
- 16) 注 15)に同じ。同書中に別に掲載された「救護台帳」を参照のこと。
- 17) それは、以下のような表である。なお、留守世帯主の内、「××」は軍人本人と苗字が違う者で女性である。同じ苗字の場合は同じ記号で表記している。

委員名	要扶助家族				月收入	月支出	扶助額	摘要
	住所	軍人本人	留守世帯主	家族数				
村岡委員	北古江	〇〇弥三郎	〇〇幸治郎	六	三〇	四三	五	
同	同	▲▲藤松	▲▲杉	五	三〇	四七	一五	主タル収入者負債
同	木部	××唯市	××とめ	三	一四	三〇	一五	
同	新宅	◆◆一雄	◆◆トク	二	一	三〇	二〇	ブリキ商相続中
同	同	〇次郎	〇ミサヲ	二	三	二四	二〇	
同	同	△△今次郎	△△富美子	六	二五	五一	一〇	妻妊娠中 妹二人会社勤務中
同	同	▽▽誠次郎	▽▽春栄	三	一	二四	二〇	
前田委員	北新	◇◇亀次	◇◇ウメノ	四	一	三〇	三〇	妊娠中
同	元新	□□儀三郎	××スエ	五	五	三五	二五	
山岡委員	小阪前	▼▼藤満	▼▼大一	四	九〇	一一九	二〇	理髪業相続中 (職人雇入)
同	同	■■清治	××サト	二	一〇	四〇	一五	

委員名	要扶助家族				月收入	月支出	扶助額	摘要
	住所	軍人本人	留守世帯主	家族数				
同	北山ノ口	●●千代一	××小むめ	一	三	二六	一〇	
西田委員	米屋	◎◎巳之助	××トキ	一	一	一五	一〇	
上田委員	建石	**静雄	**コウ	三	一	二九	二五	
同	同	∞∞音次郎	∞∞綾子	四	一	四〇	三〇	
同	同	\$\$常儀	\$\$わさ	二	一三	三六	一五	妹池田局勤務中
西田委員	本町	\$\$和一	\$\$タミ	四	七	三五	二〇	店継続中
木下委員	内田町	¢¢定之助	¢¢政枝	四	五	三九	二〇	同
同	菅原	##章	##きぬ	四	一〇	六〇	二五	
同	桃園	※※財太	※※梅子	四	二五	五一	一〇	
同	姫室	££広	££君子	三	一	二七	二〇	妊娠中
中田委員	呉服	\$\$熊吉	××ユキ	三	一	二七	二〇	
同	神田	☆☆幸一郎	☆☆幸太郎	九	三〇	六〇	二〇	
清基委員	大西	★★富治郎	★★ユキ	四	一	三五	四五	
木下委員	槻木	〇〇彦一	〇〇ヒサエ	二	一	二〇	一五	
中村委員	西市場	・・唯一	・・貞子	三	一	三〇	三〇	軍事扶助開始サル
同	北口木 (半脱不可)	==松太郎	==栄治郎	五	五〇	五五	五	
石田委員	上渋谷	==市太郎	==キヌエ	二	一		一〇	乳児乳代 (母ノ食費親元負担)
事務所	田中町	≠≠猛	≠≠竹野	三	二五	四五	一五	
同	同	&&浩	&&千代造	三	四〇	六〇	一〇	戸主本町々代 弟毎朝新聞配工
同	西ノ口	≡≡末雄	≡≡ふじ	一				八月扶助、九月中止

18) 前掲「米騒動後の都市地域支配と方面委員の活動」の「おわりに」の箇所を参照のこと。